

第 8 回「知床遊覧船事故対策検討委員会」議事概要

日 時：令和 4 年 1 0 月 2 1 日（金） 1 4：0 0 ～ 1 6：0 0

場 所：合同庁舎 3 号館 4 階 幹部会議室

出席委員：山内委員長、安部委員、梅田委員、小松原委員、庄司委員、高橋委員、田中委員、眞嶋委員、南委員、渡邊委員

議事次第に沿って、事務局から資料の説明を行い、意見交換を行った。主な意見は以下のとおり。

1. 「今後速やかに具体化を図るべき事項」の具体化について（その 1）

（船員の資質の向上）

- 小型船舶操縦免許の更新時の冊子配布については、冊子を読まない人が事故を起こすということや、コスト面もあるので、例えば、更新時にレクチャーするなり、ウェブ上に掲示して読ませるなりする必要があるのではないかな。
- 初任教育訓練では、技術や知識もさることながら、全関係者へ「安全に対する心構え」の教育が必要ではないか。この心構えがなければ、国が監査を行ってもかいくぐる者が生じ、結果、監査強化を繰り返すことにもなる。これでは、安全対策を講ずるコストよりも、国の監査コスト、事業者においては監査対応コストの方が大きくなるおそれすらあり、国や善良な事業者を苦しめることにもなる。
- 初任教育訓練では、どのような時に事故が起こりやすいといったヒューマンエラーの基礎的な知識等、「人間の能力の限界と特性」に関する内容を教えてほしい。

（設備要件の強化）

- 改良型救命いかだについて、開発から型式承認、船員の訓練の期間も含めると普及まで時間がかかると思われるため、その間生活航路を維持するためにも、何らかの過渡的対応を行う必要はないか。またその船員の訓練には、退船して救命いかだに移る判断についても含まれるべきであろう。

2. 安全・安心対策のさらなる充実について（その 2）

（事故発生時の安全教育の強化）

- 事故の定義について、旅客を死傷させた場合のみならず、船員が死傷した場合も含まれるのか明確にする必要がある。
- 死傷事故を起こした場合に、大きな事業者であれば社内で教育を行うことも可能かと思うが、中小事業者の場合にどの程度の教育を誰がやるのか整理すべき。
- 中小事業者において実効性のある安全教育を行うためには、動画等の教材を用意する等のサポートが必要ではないか。
- 例えば日本海洋レジャー安全・振興協会では、一部の官庁等に対して、小型船の安全で効果的な運用等に係る講習を行っている。事故後の教育については、旅客船

協会等の小型旅客船に係る知見を有する外部機関において実施していくことも考えられる。

(旅客名簿の備置き義務の見直し)

- 津波のような他の船舶が救助に向かえない事態を想定すると、湾内航行などの旅客船においても最低限の身元が確認できる情報を備えておく必要はあるのではないかな。
- 旅客名簿の作成は、現場目線としてはかなり負担が大きい。
- インターネットを利用する等の電磁的な作成・保存を可能とし、事業者の負担を軽減する必要がある。

3. その他

- 今後の検討課題として、地域の同業種ごとの運航基準を揃える必要性があるのではないかな。
- 「旅客船の総合的な安全・安心対策」の取りまとめの際、各対策を防災と減災の2つに分けた形で記述することが可能であれば、そのようにした方が事業者にとっても分かりやすく良いのではないかな。また、今回の事故を受けて海保で進めている救助・救急体制の強化についても、併せて世の中に説明していった方が良いのではないかな。

以上